



三重県公報

令和7年8月29日 (金)

第 647 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
56	調理師法施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	3
告 示			
567	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	5
568	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	5
569	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
570	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
571	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
572	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	7
573	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	13
574	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	13
575	三重県内における事業所の労働条件等の実態調査の実施	(障がい者雇用・就労促進課)	13
576	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	14
577	同件	(同)	14
578	同件	(同)	15
579	同件	(同)	15
580	同件	(同)	15
581	同件	(同)	16
582	同件	(同)	16
583	同件	(同)	16
584	同件	(同)	17
585	同件	(同)	17
586	同件	(同)	17
選 管 告 示			
70	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	18
公 告			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	18
	同件	(同)	18
	同件	(同)	19
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	19
	同件	(同)	19
	同件	(同)	20

公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課) 20
海岸保全基本計画を変更した旨及びその関係図書の縦覧	(港湾・海岸課) 20

特定調達公告

落札者を決定した旨	(警察本部) 20
同件	(同) 21
同件	(同) 21

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年八月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十六号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験手続)</p> <p>第三条 法第三条の二第二項に規定する調理師試験（同条第二項の規定に基づき厚生労働大臣があらかじめ指定する者（次項において「指定試験機関」という。）が行う調理師試験を除く。以下「試験」という。）を受けようとする者は、調理師試験受験申込書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第三条 法第三条の二第二項に規定する調理師試験（同条第二項の規定に基づき厚生労働大臣があらかじめ指定する者（次項において「指定試験機関」という。）が行う調理師試験を除く。以下「試験」という。）を受けようとする者は、調理師試験受験申込書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証する書類</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

調理師試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を受けたいので必要書類を添えて申し込みます。

現 住 所	郵便番号			—							
	都道府県			区市町村							
	町・字										
	番地										
	建物名・号室										
	電話番号			—			—				
ふりがな	姓				名						
氏名											
生年月日			年			月			日		
最終卒業学校	<input type="checkbox"/> 学校教育法による中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学・大学院 <input type="checkbox"/> 外国の学校（中学卒業（9年）以上の学歴） <input type="checkbox"/> 学力認定等（証明年月日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（ ）										
再受験の場合 <small>※添付書類を省略する場合</small>	受験年度				年度			受験番号			番

証紙貼付

受付

保 健 所 記 入 欄	
再受験の場合	<input type="checkbox"/> 受験票添付 <input type="checkbox"/> 台帳添付

No. _____

附 則
 以下の規定は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 567 号

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 10 号の項（A）の欄を次のように改める。

交通不便
 地域等移
 動手段確
 保総合対
 策補助金

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 568 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
マーベラス介護事業所	四日市市室山町 225 番地 1	訪問介護	所在地	四日市市室山町 225 番地 1	四日市市久保田二丁目 10-13 TOYOTA Action Build オフィス棟 2 階	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	訪問看護	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	訪問リハビリテーション	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	居宅療養管理指導	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問看護	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問リハビリテーション	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防居宅療養管理指導	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	訪問看護	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	訪問リハビリテーション	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日

ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
こごみ 居宅介護支援事業所	四日市市南小松町 615-13	居宅介護支援	所在地	四日市市南小松町 615-13	四日市市笹川三丁目 141-3	令和 7 年 4 月 1 日

三重県告示第 569 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
健やか薬局天神店	亀山市天神 2 丁目 3-7	居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
健やか薬局天神店	亀山市天神 2 丁目 3-7	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
健やか薬局外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19	居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
健やか薬局外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番地 46 号	居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 30 日
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番地 46 号	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 30 日
ショートステイ四郷の里	四日市市小林町 3026 番地 16	短期入所生活介護	令和 7 年 6 月 30 日
ショートステイ四郷の里	四日市市小林町 3026 番地 16	介護予防短期入所生活介護	令和 7 年 6 月 30 日

三重県告示第 570 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
マーベラス介護事業所	四日市市室山町 225 番地 1	訪問介護	所在地	四日市市室山町 225 番地 1	四日市市久保田二丁目 10-13 TOYOTA action Build オフィス棟 2 階	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	訪問リハビリテーション	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	居宅療養管理指導	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問看護	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問リハビリテーション	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防居宅療養管理指導	名称	ときわまちかどクリニック	伊勢民主診療所	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	訪問看護	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日

ときわまちかどクリニク	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	訪問リハビリテーション	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニク	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニク	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニク	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ときわまちかどクリニク	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市常磐 2 丁目 9-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	令和 7 年 5 月 1 日
ごごみ 居宅介護支援事業所	四日市市南小松町 615-13	居宅介護支援	所在地	四日市市南小松町 615-13	四日市市笹川三丁目 141-3	令和 7 年 4 月 1 日

三重県告示第 571 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
健やか薬局天神店	亀山市天神 2 丁目 3-7	居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
健やか薬局天神店	亀山市天神 2 丁目 3-7	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
健やか薬局外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19	居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
健やか薬局外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 4 月 30 日
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番地 46 号	居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 30 日
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番地 46 号	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 6 月 30 日
ショートステイ四郷の里	四日市市小林町 3026 番地 16	短期入所生活介護	令和 7 年 6 月 30 日
ショートステイ四郷の里	四日市市小林町 3026 番地 16	介護予防短期入所生活介護	令和 7 年 6 月 30 日

三重県告示第 572 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表第 7 号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

1 次に掲げる事業の取組に要する経費		
(1) 融資主体型補助事業 地域計画のうち目標地区に位置付けられた中心経営体等による融資を活用した農業用機械等の導入	事業費の 3 / 10 以内	市町、農業者等
(2) 追加的信用供与補助事業 融資の円滑化等を図るための、農業信用基金協会による金融機関への債務保証の拡大	定額	市町、農業信用基金協会
(3) 地域農業構造転換型補助事業 将来像が明確化された地域計画のうち目標地区に位置付けられた中心経営体等による	事業費の 3 / 10 以内 又は定額	市町

農業用機械等の導入及び農業用機械のリース導入		
(4) 条件不利地域型補助事業 経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体による共同利用機械等の導入	事業費の 1 /2 以内	市町
(5) 被災農業者向け補助事業 被災農業者による農業用機械、施設等の修繕、再建等	事業費の 3 /10 以内	市町
2 1の事業の実施に要する経費 (附帯事務事業)	事業費の 1 /2 以内	市町

別表 1(3)の表第 12 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改める。

集落営農の取組を総合的に支援し、活性化を図る。	集落営農等による組織の活性化に向けたビジョン策定やその実現に向けた取組及び市町によるサポートに要する経費
-------------------------	--

別表 1(3)の表中第 14 号の項を削り、第 15 号の項を第 14 号の項とし、第 16 号の項から第 18 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 19 号の項 (D) の欄を次のように改め、同項を第 18 号の項とする。

事業費の 1 /2 以内

別表 1(3)の表中第 20 号の項を削り、第 21 号の項を第 19 号の項とし、第 22 号の項を第 20 号の項とする。

別表 1(3)の表中第 23 号の項を削り、第 24 号の項を第 21 号の項とし、第 25 号の項を第 22 号の項とし、同表に次のように加える。

23	集落営農連携促進等 事業費補助金	集落営農の取組を総合的に支援することにより、集落営農の連携・合併を図る。	集落営農等の連携・合併に向けたビジョン策定やその実現に向けた取組及び市町によるサポートに要する経費	定額又は事業費の 1/ 2 以内	市町
24	遊休農地解消対策事業費補助金	簡易な整備により遊休農地を解消することにより、農地の集積・集約化を図る。	遊休農地の解消のために行う簡易な整備に係る経費	定額	市町
25	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金	農業支援サービス事業者の育成や活動を促進することで、農業の持続的な発展を図る。	1 サービス事業の新規立ち上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な取組に要する経費 2 モデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な取組に要する経費	定額又は事業費の 1/ 2 以内 定額又は事業費の 1/ 2 以内	農業支援サービス事業者 農業支援サービス事業者、実需者、農業者、地方公共団体、民間団体
26	所有者不明農地対策事業費補助金	所有者不明農地対策の実施を支援することにより、地域計画の実現及び農地の集積・集約の取組の加速化を図る。	所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組の牽引に係る経費	定額	一般社団法人 三重県農業会議
27	小規模農業者による地域営農継続モデル事業費補助金	担い手が不在である地域において、小規模農業者に対して効率的な営農継続に必要な農業機械の導入を支援することにより、小規模農業者が地域農業の中心となるモデル地域の創出を図る。	地域計画の目標地図に担い手が位置付けられていない地域において、その地域を担うこととなる小規模農業者が、効率的な営農継続に必要な農業機械の導入に要する経費	事業費の 3 /10 以内	農業者
28	新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金 (世代交代円滑化対策事業)	新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援することにより、	就農後の経営発展を図る新規就農者の取組のうち、農業用機械、施設等の継承、利用及び導入の支援に要する経費	事業費の 1 /2 又は 3 /4 以内	市町

		青年層の新規就農者の確保及び育成を図る。			
29	農業分野における多様な担い手確保事業費補助金（外国人材確保のための支援）	特定技能外国人の受け入れを支援することにより、外国人材の確保・定着を図る。	新たに特定技能外国人を雇用する際、登録支援機関を利用する場合の手数料等の支援に必要な経費	定額	新たに特定技能外国人を雇用する認定農業者
30	農業分野における多様な担い手確保事業費補助金（中高年新規就農者定着のための施設等導入支援）	農業生産に直接資する機械設備等の導入を支援することにより、新規独立・自営就農する中高年の早期経営安定化を図る。	中高年の新規独立・自営就農者の経営安定につながる機械や施設等の導入に要する経費	事業費の 1/2 以内	50 歳以上 65 歳未満の新規独立・自営就農者
31	農業分野における多様な担い手確保事業費補助金（女性が働きやすい環境整備支援）	女性が働きやすい環境整備等を支援することにより、農業現場における女性の働き手確保を図る。	女性の新規雇用につながる現場環境改善施設導入及び労力負荷軽減器具導入に係る経費	事業費の 1/2 以内	県内の販売農家（経営耕地面積が 30 a 以上又は令和4年度から令和6年度までのうちいずれか1年の農産物販売金額が年間 50 万円以上）であって、事業実施期間中に1名以上女性の新規雇用を行う者

別表 1(4)の表第 3 号の項 (A) の欄を次のように改める。

病虫害防除体系確立
推進事業費補助金

別表 1(4)の表中第 6 号の項を削り、第 7 号の項を第 6 号の項とし、第 8 号の項を第 7 号の項とし、第 9 号の項を第 8 号の項とし、第 10 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改め、同項を第 9 号の項とする。

燃料及び資材価格の高騰並びに米国関税措置による景気の悪化等により影響を受けている農業者の経営改善を支援し、農業者の経営安定や基盤強化を図る。	農業経営近代化資金（資材価格等 高騰対策枠・米国関税対策枠）の債務保証に係る保証料を全期間免除するため、三重県農業信用基金協会が当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費
--	--

別表 1(4)の表第 11 号の項を第 10 号の項とする。

別表 1(5)の表第 1 号の項 (D) の欄を次のように改める。

定額又は事業費若しくは間接補助事業費の 1/2 以内

別表 1(5)の表第 7 号の項 (C) の欄を次のように改める。

畑作、野菜、果樹、茶及び花きの産地が施設整備、機械のリース、生産資材の導入、次世代への継承、土づくりの取組等を行う事業に要する経費

別表 1(5)の表第 15 号の項 (D) の欄を次のように改める。

事業費の 1/2 以内。ただし、再編集約・合理化の更なる加速化を受けられる場合は事業費の 3/5 以内。

別表 1(8)の表第 9 号の項 (C) の欄を次のように改める。

1	機能保全計画策定事業 農業用排水施設の機能診断及び保全計画の策定に要する経費
2	施設計画策定事業 整備計画を策定するための地域の諸条件の現状把握、概略設計等に要する経費
3	農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業水利施設の長寿命化対策工事、防災減災対策工事等に要する経費
4	土地改良施設突発事故復旧・防止事業 突発的な事故により土地改良施設が機能低下及び喪失した場合に、機能回復を図る工事に要する経費

別表 1(9)の表第 2 号の項 (B) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

中山間地域等において、平坦地域との生産条件格差に相当する一定額を耕作者等に直接支払うことにより耕作放棄の未然防止を図るとともに、農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援し、複数の農村集落の機能を補完する取組を支援することにより、地域で支え合うむらづくりの推進を図る。	1	交付金 市町が集落協定又は個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	事業費の 3/4 以内。 ただし、特認地域にあっては、事業費の 2/3 以内。 定額	市町
	2	推進交付金 市町が中山間地域等直接支払交付金の交付の実施、指導等に要する経費	定額	市町
	3	中山間地農業推進対策交付金 地域協議会が地域コミュニティの維持に資する活動を行うための調査、計画策定、実証に要する経費	定額	地域協議会
	4	中山間地域所得確保対策交付金 中山間地域所得確保対策実施要綱等に基づいて行う中山間地域所得確保推進事業に要する経費	定額	市町、地域協議会又は農業者団体等

別表 1(9)の表に次のように加える。

8	農山漁村のこだわりの商品展開事業費補助金	高品質かつ付加価値の高いこだわりの商品の都市圏における商談会等への出展等を支援することにより、農山漁村地域におけるビジネス展開の拡大、所得向上及び雇用の創出を図る。	都市圏における商談会等への出展等に係る経費	事業費の 1/3 以内	農山漁村のこだわりの商品展開事業に参加している者又は農山漁村起業者養成講座修了生等が属する団体若しくは法人
---	----------------------	--	-----------------------	-------------	---

別表 1(10)の表に次のように加える。

4	土地改良区機能強化支援事業費補助金	水土里ビジョンの策定を支援することにより、地域の農業生産基盤の保全及び土地改良区の運営基盤の強化を図る。	水土里ビジョン策定に要する経費	定額 (1 ビジョン当たり上限 300 万円)	土地改良区
---	-------------------	--	-----------------	-------------------------	-------

別表 1(11)の表第 1 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領等に基づいて行う次の事業に要する経費			
1 推進事業	事業費の 1	地方公共団	

	<p>／2 以内。 ただし、鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組等については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（この項において「要領」という。）に定める範囲内で定額。</p>	<p>体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（この項において「協議会」という。）等要領で定める者 協議会又はその構成員等要領で定める者</p>
2 整備事業（ハード整備）	<p>事業費の 1／2 以内。 ただし、要領で定める地域にあつては、事業費の 55／100 以内（侵入防止柵の自力施工を行う場合は、要領に定める範囲内で定額）。</p>	<p>協議会又はその構成員等要領で定める者</p>
3 緊急捕獲活動支援事業	<p>定額（ただし、要領に定める上限単価以内とする。）</p>	<p>協議会又はその構成員である市町</p>
4 シカ・クマ特別対策等事業	<p>定額（ただし、限度額及びシカの集中捕獲については、要領に定める限度額及び上限単価以内とする。）</p>	<p>協議会又はその構成員である市町</p>

別表 1(12)の表中第 8 号の項を削り、第 9 号の項を第 8 号の項とし、第 10 号の項から第 13 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 14 号の項（A）の欄から（E）の欄までを次のように改め、同項を第 13 号の項とする。

ICT活用ソフト等導入推進事業費補助金	森林資源調査、生産計画・管理、路網設計・施工の効率化・省力化を図るソフト等の導入を支援することにより、効率的な森林管理・生産管理の実現を図る。	1 レーザ計測機器整備 高精度な森林資源情報の把握等を目的とした、レーザ計測や森林情報の解析に必要なレーザスキャナ（UAV搭載型又は地上型）の導入に要する経費	事業費の 1／2 以内	市町、林業経営体等
		2 路網線形設計支援ソフト整備 効率的な路網整備の推進を目的とした、レーザ計測データを活用し、効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアの導入に要する経費	定額	市町、林業経営体等
		3 3次元設計ソフト整備 林道整備等における業務の効率化・省力化に向けた ICT活用工事の推進を目的とした、3	定額	市町、林業経営体等

		次元点群データを活用して設計を行うソフトウェアの導入に要する経費 4 ICT生産管理ソフト等整備 林業における森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けて、ICT生産管理を行うためのソフトウェア等の導入に要する経費	事業費の1/2以内	市町、選定経営体、国立大学法人、林業労働力確保支援センター等
--	--	--	-----------	--------------------------------

別表1(12)の表第15号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を第14号の項とする。

林業事業者がスマート林業の実装に向けてドローン操作技術の習得やドローンに関する資格取得に要する経費	別に定める。	林業事業者
---	--------	-------

別表1(12)の表第16号の項を第15号の項とし、第17号の項(C)の欄を次のように改め、同項を第16号の項とする。

1 構造用製材購入支援事業 県産材の構造用製材購入に係る経費
2 木材コーディネート業務支援事業 木材コーディネート業務に係る経費

別表1(12)の表第18号の項を第17号の項とし、同表に次のように加える。

18	新規就業者確保にかかるホームページ作成等支援事業費補助金	林業事業者が行う求人や就業条件・事業内容等の情報発信に向けた取組を支援することにより、林業就業希望者と県内林業事業者のマッチングに繋ぎ、次代を担う人材の確保を図る。	新規就業者の確保に向けた求人や就業条件・事業内容等を記載するホームページの開設又は改修に係る経費	別に定める。	林業事業者
19	JAS認証工場資格者養成支援事業費補助金	JAS構造用製材の品質管理や格付に関する研修受講費の一部を支援することで、県内のJAS構造材の供給体制の整備を図る。	JAS認証工場に配置が必要な技術者が修了する必要がある研修の受講に係る経費	別に定める。	製材事業者等

別表2を次のように改める。

別表2(第2条関係)

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
2	里地里山保全活動支援事業費補助金		
3	自然に親しむ施設整備事業費補助金		
4	家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費補助金		
5	豚熱衛生管理再生緊急支援事業費補助金		
6	みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠)		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 573 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がされたので、同条第 9 項の規定により公示する。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 8 月 3 日 第 46 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社米良	取締役 伊東 良将	三重県鈴鹿市国府町 2180 番地の 1

3 変更内容

(1) 登録検査機関の名称変更

変更前：有限会社なかばやし 変更後：有限会社米良

(2) (1)に伴う検査員の証明書番号の変更

氏名	農産物の種類	証明書番号
伊東 良将	玄米	K 242024686

三重県告示第 574 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしたので、同条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示する。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 9 月 1 日 第 47 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社エイエムシイ	代表取締役 山下 敏宏	三重県三重郡菟野町大強原 884 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ・玄米・大豆）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
坂本 侑輝	もみ、玄米、大豆	K242019547

7 登録の更新日

令和 7 年 8 月 19 日

三重県告示第 575 号

三重県内における事業所の労働条件等の実態調査を次のとおり実施します。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査の名称

令和 7 年度三重県内事業所労働条件等実態調査

2 調査の目的

三重県内における事業所の労働条件や労働需要、職場における労働環境を調査し、労働行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査の期間

令和7年8月31日（日）から同年9月30日（火）まで（31日間）

4 調査対象事業所

日本標準産業分類（令和5年7月改定）の大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する、常用雇用者数10人以上300人未満の事業所（ただし、経営組織が個人経営、法人でない団体を除きます。）から抽出した2,000事業所

5 調査の方法

オンライン調査

6 調査の主な内容

- (1) 事業所の現況について
- (2) 労働需要について
- (3) 正規従業員の採用状況について
- (4) 行政による支援について
- (5) 仕事と家庭の両立支援について
- (6) 男女共同参画の取組について
- (7) 多様な就労形態の導入について
- (8) 誰もが働きやすい職場づくりについて
- (9) リスキリング／リカレント教育について

三重県告示第576号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイスクエア ザ・ビッグ津藤方店、トイザラス津店
津市大字藤方字中興985番1 ほか23筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ四日市富田
四日市市西富田町字大宮田249 ほか2筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第578号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグエクスプレス神田久志本店
伊勢市楠部町156-2 ほか5筆
- 2 伊勢市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第579号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグエクスプレス小俣店
伊勢市小俣町宮前296-1
- 2 伊勢市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サントピアスーパーセンター松阪店
松阪市高町字中道332番地 ほか28筆
- 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
-

三重県告示第581号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ松阪三雲店
松阪市市場庄町1266番地の1
 - 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
-

三重県告示第582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鈴鹿江島ショッピングセンター
鈴鹿市江島町字鬼黒247番 ほか
 - 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
-

三重県告示第583号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグエクスプレス夏見橋店
名張市夏見字上之出2452番地 ほか
- 2 名張市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年8月29日から同年9月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 584 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザ・ビッグエクストラ亀山市田村町店
亀山市田村町字鳶ケ尾 676-1 ほか
 - 2 亀山市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 8 月 29 日から同年 9 月 29 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 585 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー伊賀上野店／サンドラッグ上野店
伊賀市小田町瓜谷 696 番 1
 - 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 8 月 29 日から同年 9 月 29 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 586 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により玉城町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグエクストラ玉城店
度会郡玉城町世古字小垣内 335-2
- 2 玉城町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 8 月 29 日から同年 9 月 29 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 70 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
病院 (略) (略) 津市河芸町東千里3番 老人保健施設いこいの 地の1 森 (略) (略) 老人ホーム (略) (略) 津市安濃町戸島569-3 特別養護老人ホームカ サデマドレ (略) (略)	病院 (略) (略) 津市河芸町東千里3番 老人保健施設いこいの 地の1 森 津市芸濃町椋本6176番 医療法人府洲会老人保 健施設ロマン (略) (略) 老人ホーム (略) (略) 津市安濃町戸島569-3 特別養護老人ホームカ サデマドレ 津市神戸154-9 サービス付き高齢者向 け住宅安濃津ろまん (略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理
機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
朝日町	6 筆
伊勢市	11 筆
伊賀市	10 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 8 月 29 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理
機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
いなべ市	5 筆
鈴鹿市	55 筆
亀山市	14 筆
津市	171 筆
松阪市	601 筆
伊勢市	328 筆
玉城町	1 筆
伊賀市	23 筆
紀北町	1 筆
熊野市	22 筆
御浜町	5 筆
紀宝町	24 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 8 月 29 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
高島 啓子	亀山市	宮坂 利樹	亀山市	亀山市川崎町瀬達 5340 番ほか 1 筆
大森 恵子	津市	有限会社土夢パワーファーム	津市	津市一志町日置北浦 275 番 1
大森 勝久	津市	有限会社土夢パワーファーム	津市	津市一志町日置北浦 276 番 1 ほか 1 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 8 月 29 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から通知がありました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量座標補正、地籍基本細部測量、街区点測量（車載写真レーザ測量））

2 作業期間

令和 7 年 8 月 18 日から令和 8 年 1 月 26 日まで

3 作業地域

津市上浜町六丁目、同市大谷町及び同市一身田上津部田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業期間
令和7年8月29日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
伊勢市磯町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和7年8月19日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
多気郡多気町井内林

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年9月1日から同年10月28日まで
- 3 作業地域
度会郡南伊勢町伊勢路

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項及び同条第7項の規定により海岸保全基本計画を変更しましたので、同条第6項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

令和7年8月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 海岸保全基本計画を変更した沿岸名
三河湾・伊勢湾沿岸
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部港湾・海岸課、三重県総務部文書・情報公開課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所及び伊勢建設事務所

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県警察本部長 敦澤洋司

- 1 特定役務の名称
三重県警察自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）警察共同利用型システム用機器構築及び保守
- 2 担当部局
三重県津市栄町一丁目100番地

	三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落札者決定日	令和7年7月31日
4 落札者	三重県津市桜橋二丁目149番地 NTT西日本株式会社三重支店 支店長 齊藤 朗
5 落札金額	入札価格 115,992,000円 契約金額 127,591,200円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和7年5月23日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司

1 特定役務の名称	テレワークシステム機器賃貸借（保守付き）
2 担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落札者決定日	令和7年7月8日
4 落札者	愛知県名古屋市中区錦1丁目17-1 NECキャピタルソリューション株式会社中部支店 中部支店長 菱木 裕一郎
5 落札金額	入札価格 50,002,800円 契約金額 55,003,080円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和7年5月7日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年8月29日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司

1 物品等の名称及び数量	M365 Apps Enterprise Sub Gov Per User 令和7年10月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで 1774ライセンス 令和8年10月1日（木）から令和12年9月30日（月）まで 3620ライセンス
2 担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落札者決定日	令和7年7月11日
4 落札者	三重県四日市市浜田町5-27第3加藤ビル5F 株式会社フューチャーイン四日市営業所 所長 菱田 貴文
5 落札金額	入札価格 308,370,888円 契約金額 339,207,976円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和7年5月23日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>